平成19年4月27日多摩市告示第221号

多摩市街づくり指導基準

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多摩市街づくり条例(平成18年多摩市条例第 1 条 この要綱は、多摩市街づくり条例(平成18年多摩市条例 第30号。以下「条例」という。)第7条第3号の規定に基づく 街づくりの指導基準として開発事業者が遵守しなければなら ない事項について定めるものとする。

(用語の定義)

- **第2条 この要綱において用いられる用語の意義は、条例による|第2条 この要綱において用いられる用語の意義は、条例による** もののほか次に定めるところによる。
 - (1) 略
 - (2) 単身者用共同住宅 居室が一つ(原則として1K、1D) K 又は 1 L D K) で主として単身者用に使用される住宅面積 40平方メートル未満の住戸(以下「単身者用の住戸」という。) によって構成される共同住宅(<mark>長屋を含み、</mark>他の用途**と併用 するもの**を含む。**以下同じ。**)をいう。
 - (3) 一般世帯用共同住宅 前号に規定する共同住宅以外の 共同住宅をいう。
 - (4) 略

(共同住宅における住居面積及び共同住宅の管理等)

第11条 略

- |2 開発事業者は、分譲共同住宅の処分に当たっては、次の事項|2 開発事業者は、分譲共同住宅の処分に当たっては、次の事項 に留意するものとする。
- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 東京都が行う東京こどもすくすく住宅認定制度による 認定の取得に努めること。
- |3 開発事業者は、賃貸住宅の計画を行う場合は、次の事項に留|3 開発事業者は、賃貸住宅の計画を行う場合は、次の事項に留 意するものとする。
 - $(1)\sim(4)$ 略

改正前

平成19年4月27日多摩市告示第221号

多摩市街づくり指導基準

(趣旨)

第30号。以下「条例」という。) 第7条第3号の規定に基づく 街づくりの指導基準として開発事業者が遵守しなければなら ない事項について定めるものとする。

(用語の定義)

- もののほか次に定めるところによる。
 - (1) 略
- (2) 単身者用共同住宅 居室が一つ(原則として1K、1D K又は1LDK)で主として単身者用に使用される住宅面積 40平方メートル未満の住戸(以下「単身者用の住戸」という。) によって構成される共同住宅(他の用途**との併用**を含む。) をいう。
- (3) 一般世帯用共同住宅 前号に規定する共同住宅以外の 共同住宅 (他の用途との併用を含む。) をいう。
- (4) 略

(共同住宅における住居面積及び共同住宅の管理等)

第11条 略

- に留意するものとする。
- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 東京都が行う**東京都子育て支援住宅認定制度**による認 定の取得に努めること。
- 意するものとする。
- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 東京都が行う東京こどもすくすく住宅認定制度による (5) 東京都が行う東京都子育て支援住宅認定制度による認

認定の取得に努めること。

第9章 上水道及び下水道の整備

(上水道の整備)

第46条 水道施設計画及び施行に当たっては、関係法令に適合し第46条 水道施設計画及び施行に当たっては、関係法令に適合し とする。

(下水道の整備)

第47条 下水道施設計画及び施行に当たっては、関係法令及び多第47条 下水道施設計画及び施行に当たっては、関係法令及び多 摩市公共下水道事業計画に沿ったものとなるよう**多摩市下水 道事業の管理者の権限を行う多摩市長**(以下「管理者」という。) **管理者**(以下「管理者」という。)と協議するものとする。 と協議するものとする。

(管渠(きょ)の整備)

- るものとする。
- $(1)\sim(5)$ 略
- (6) 管渠の埋め戻しは、管頂10センチメートルまではしゃ断 層用砂で、それより上部は<mark>埋め戻し用砂</mark>で埋め戻しを行うこ とし、東京都が示す土木材料仕様書で規定されている品質 **を満たすものを用いること**。ただし、道路管理者及び管渠占 用用地の所有者の指示がある場合においては、この限りでな V)

 $(7)\sim(9)$ 略

(マンホールの整備)

- 第52条 下水道施設のマンホールの整備については、次の事項を第52条 下水道施設のマンホールの整備については、次の事項を 遵守するものとする。
 - (1)~(11) 略
 - (12) マンホール内の流入管と流出管の管底高の差が60セン チメートル以上ある場合は、原則としてマンホールの内側に 副管を設置するとともに、当該マンホールを2号マンホール 以上とすること。この場合において、当該副管の管口がイン バートの肩より高さ1.6メートルを超えるときは、当該管口 の横に管理用の足掛け金物を設置すること。ただし、雨水管

改正前

定の取得に努めること。

第9章 上水道及び下水道の整備

(上水道の整備)

たものとなるよう東京都多摩給水管理事務所と協議するもの たものとなるよう東京都多摩給水管理事務所と協議するもの とする。

(下水道の整備)

摩市公共下水道事業計画に沿ったものとなるよう**下水道事業**

(管渠(きょ)の整備)

- 第51条 下水道施設の管渠の整備については、次の事項を遵守す第51条 下水道施設の管渠の整備については、次の事項を遵守す るものとする。
 - $(1)\sim(5)$ 略
 - (6) 管渠の埋め戻しは、管頂10センチメートルまでは**砂(**し ゃ断層用砂**又は粒状改良土)**で埋め戻しを行い、それより上 部は**良質な発生土**で埋め戻しを行うこと。ただし、道路管理 者及び管渠占用用地の所有者の指示がある場合においては、 この限りでない。

 $(7)\sim(9)$ 略

(マンホールの整備)

- 遵守するものとする。
- (1)~(11) 略
- (12) マンホール内の流入管と流出管の管底高の差が60セン チメートル以上ある場合は、原則としてマンホールの内側に 副管を設置するとともに、当該マンホールを2号マンホール 以上とすること。この場合において、当該副管の管口がイン バートの肩より高さ1.6メートルを超えるときは、当該管口 の横に管理用の足掛け金物を設置すること。

においては、落差及び流入水量によってはマンホール底部の 洗堀防止対策を考慮し、必要に応じて副管を設置するものと する。

(13) \sim (17) 略

(公設桝の設置及び取付管の設置)

- 第53条 公設桝及び取付管の整備については、次の事項を遵守す第53条 公設桝及び取付管の整備については、次の事項を遵守す るものとする。
 - (1) 公設桝の仕様は、汚水については内径150ミリメートル (1) 公設桝の仕様は、汚水については内径150ミリメートル (深さが1.5メートルを超える場合は、内径200ミリメート ル)とし、雨水については内径200ミリメートルの小口径公 設桝を標準とすること。 桝蓋は、管理者が指定する市章入り のものとすること。
 - (2) 公設桝**の設置位置は、宅地内**を原則とし、道路(水路 等を含む。)の境界から1メートル以内とすること。**また、** 桝蓋を目視で容易に確認でき、かつ、蓋を開けて点検するこ とができるよう、維持管理上支障のない場所に設置するこ ے ے
 - (3) (4) 略
 - (5) 取付管は、**内径150ミリメートルを標準とし**、原則とし て本管接続とすること。ただし、行き止まり道路等において 管渠の起点に設置されているマンホールで、これにより難い 場合は、2か所を上限としてマンホール接続とすることがで きる。
 - (6) 取付管を近接して設置する場合は、本管への削孔間隔を 1.0メートル以上離すものとし、本管がヒューム管のときは、 **ヒューム管**1本に対して設置する取付管は2か所までとす ること。

(7)~(11) 略

(雨水排水設備の排水量の算定)

- のとする。
- (1) 略

改正前

(13) \sim (17) 略

(公設桝の設置及び取付管の設置)

- るものとする。
 - (深さが1.5メートルを超える場合は、内径200ミリメート ル)とし、雨水については内径200ミリメートルの小口径公 設桝を標準とすること。
- (2) 公設桝は宅地内に設置することを原則とし、公設桝の設 **置位置は**道路(水路等を含む。)の境界から1メートル以内 とすること。

(3) • (4) 略

- (5) 取付管は、原則として本管接続とすること。ただし、行 き止まり道路等において管渠の起点に設置されているマン ホールで、これにより難い場合は、2か所を上限としてマン ホール接続とすることができる。
- (6) 取付管を近接して設置する場合は、本管への削孔間隔を 1.0メートル以上離すものとし、本管がヒューム管のときは、 本**管**1本に対して設置する取付管は2か所までとすること。

(7)~(11) 略

(雨水排水設備の排水量の算定)

- 第55条 雨水排水設備の整備については、次の事項を遵守するも|第55条 雨水排水設備の整備については、次の事項を遵守するも のとする。
 - (1) 略
 - (2) 前号の算定式により1時間当たりの対策量について浸 (2) 前号の算定式により1時間当たりの対策量について浸

透施設又は**貯留槽**で対策を図るとともに、施設を整備する場 合においては、隣接地との高低差にも注意すること。

(3) • (4) 略

(屋内排水設備の整備)

第61条 屋内排水設備は、汚水の衛生器具、汚水及び雑排水を排|第61条 屋内排水設備は、汚水の衛生器具、汚水及び雑排水を排 除する排水管、通気管、雨水を排除する排水管又はそれらに付し除する排水管、通気管、雨水を排除する排水管又はそれらに付 属する設備とし、屋内排水設備の整備については、次の事項に 留意するものとする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 雨水浸透施設又は貯留槽を設置する場合は、原則として 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針によるものとし、容量、 構造及び維持管理について管理者と協議すること。なお、汚 水貯留槽を計画する場合は、東京都排水設備要綱の設計基準 を遵守すること。

(7) 略

第10章 道路の整備

(道路整備の基本事項)

- ついて、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 条例第40条第1号に規定する開発事業を行おうとする (1) 条例第40条第1号に規定する開発事業を行おうとする 場所の前面道路が市道の場合において、市道の幅員が6メー トルに満たないときは、市道の道路中心から水平距離で3.00 メートルの距離を後退し、開発事業者の負担で道路整備する こと。

(2)~(10) 略

(道路の引継ぎ)

改正前

透施設又は**貯留漕**で対策を図るとともに、施設を整備する場 合においては、隣接地との高低差にも注意すること。

(3) • (4) 略

(屋内排水設備の整備)

属する設備とし、屋内排水設備の整備については、次の事項に 留意するものとする。

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) **雨水貯留槽**を設置する場合は、**雨水貯留槽の構造によ** り、放流量をオリフィスにより決定する場合があるため、雨 水排水槽の構造及び維持管理については管理者と協議する こと。なお、汚水貯留槽を計画する場合は、東京都排水設備 要綱の設計基準を遵守すること。

(7) 略

第10章 道路の整備

(道路整備の基本事項)

- 第65条 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、市道の整備に第65条 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、市道の整備に ついて、次の事項を遵守するものとする。
 - 場所の前面道路が市道の場合において、市道の幅員が6メー トルに満たないときは、市道の道路中心から水平距離で3.00 メートルの距離を後退し、開発事業者の負担で道路整備する こと。ただし、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号) に基づく新住宅市街地開発事業により整備が行われている 場合は、この限りでない。また、土地区画整理法(昭和29 年法律第119号)に基づく土地区画整理事業により整備が行 われている場合及び地区計画の定められている地区につい ては、市長と協議すること。

(2)~(10) 略

(道路の引継ぎ)

第67条 第65条第6号の市に帰属が可能な道路とは、次の要件を第67条 第65条第6号の市に帰属が可能な道路とは、次の要件を

	改正後					
満た	すもの又は協議により市長が市〜	 への帰属を認めたもの	と消	あたっ		<u>,</u> が市への帰属を認めたものと
し、州	帚属決定した道路の用地は、無償	で譲渡するとともに、	第		帚属決定した道路の用地は、	無償で譲渡するとともに、第
79条第	第1項に規定する図書を開発事業	美者の負担で作成する	t 7	9条負	第1項に規定する図書を開	発事業者の負担で作成するも
のと	する。		0	りとっ	ける。	
$(1)^{-}$	~(4) 略		(1)~	~(4) 略	
(5)	道路擁壁を設けている場合には	、その高さが2.0メー	F			
ルル	以下であること。この場合におけん	る直接基礎の根入れ深	さ			
	ついては、現地盤面又は計画地盤同					
	を原則として0.5メートル以上確何					
	、片持ばり式擁壁等その他の底版:					
	れ深さについては、原則として底		ル			
以。	上を加えた深さを確保するものと	する。				
(!!*)	26 (/ II.	Ma Im via V	
,	尊担当)		- A-		算担当) - ** - * * * * * * * * * * * * * * * *	
	次の表の左欄に掲げる事項に関	する指導担当課は、同意				貝に関する指導担当課は、同表
の石作	欄に定めるとおりとする。 T	[15 75 [H 7] 3H	0	ノ <u>石</u> ↑	闌に定めるとおりとする。 	14. 74. 14. 14. 2H.
	事項	指導担当課			事項	指導担当課
略	1	1			ı	
		I de Aut 12 Aug - de				
3	自治会等に関すること。	協創推進室		3	自治会等に関すること。	コミュニティ・生活
略	1	1			I	
	· / folia · · · for BB for · ·				(felicina for EEI for)	
	4 (第48条関係)				4 (第48条関係)	
計画》	污水量		Ī	十曲/	5 水量	
附	<u>.</u>			略	<u> </u>	
		N. B. J. W. A.				L. L. We H. Friede (Iv Vis
	原単位、変動率は近年の上水道 し、管理者より数値の変更を指示		t = 1	崩考	原単位、変動率は近年の_	上水道の使用実績に基づく。

改正後 別表第4の2 (第50条関係) 略 **備考 流出係数については、管理者より数値の変更を指示する場合がある。**別表第9 (第66条関係) 最低舗装厚

道路別	層別	舗装構造	舗装厚 (cm)
略	1		
車両乗 り入れ	表層	セメントコンクリート <mark>普通21</mark> -8-20N	15
舗装	路盤	再生粒度調整砕石RM―40	15

別表第10(第72条関係)

設置基準

種別	設置箇所	整備する施 設	備考
防護柵	高低差50cm	ガードレー	道路部とその他の地盤
	以上	ル	(宅盤、公共施設等)
		ガードレー	との高低差が、設置箇
		ル及び歩行	所の欄に掲げる基準と
		者転落防護	なった場合に適用す
		柵	る。 <mark>色彩は、ダークブ</mark>
	高低差1m		ラウン(こげ茶色)を
	以上		基本とし、隣接する防
			護柵との統一性特に安
			全性を確保する必要が
			ある区間では、やむを
			得ず白色等の基本色以

別表	第4の2	(第50条関係	(,)
	m⁄ >		

改正前

別表第9 (第66条関係)

最低舗装厚

-11	农区邮表户				
	道路別	層別	舗装構造	舗装厚(cm)	
	略				
	車両乗 り入れ	表層	セメントコンクリート <mark>212B</mark>	15	
	舗装	路盤	再生粒度調整砕石RM-40	15	

別表第10(第72条関係)

設置基準

改 直 基 华			
種別	設置箇所	整備する施 設	備考
防護柵	高低差50cm	ガードレー	道路部とその他の地盤
	以上	ル	(宅盤、公共施設等)
		ガードレー	との高低差が、設置箇
		ル及び歩行	所の欄に掲げる基準と
		者転落防護	なった場合に適用す
		柵	る。
	高低差1m		
	以上		

改正後		改正前
きる。 防護 色に 誘導。 に、 線誘。 又は	色にすることがで ものとする。また、 一でを白色は、 一でで 一でで 一でで 一でで 一でで 一でで 一でで 一でで 一でで で で で で の の の は の の の の の の の の の の の	
街路灯 略	街路灯 略	
備考 整備する施設の詳細については、	市長と協議すること。 備考 整備する	施設の詳細については、市長と協議すること。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に多摩市街づくり条例(平成18年多摩市条例第30号)第45条第2項の規定による開発事業事前協議書の提出があった開発事業については、なお従前の例による。